第9節 障害物の除去計画

第1項 計画の主旨

災害のため排出された土砂、流木等の障害により、住民の生活に著しい支障及び危険を与えると予想される場合、障害物を除去して住民の生活を安定させ、又は交通路を確保して、必要物資の輸送を円滑に行う等の応急対策を講ずる。

第2項 市が実施する対策(土木対策部,道路管理者,河川管理者,環境対策部)

1 実施機関

- (1) 道路,河川等にある障害物の除去は、その道路及び河川等の管理者が行う。
- (2) 救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任を受けた市長が行う。
- (3) その他, 山(崖) 崩れ, 浸水等によって住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は, 市が行う。

2 障害物除去の対象

災害時における障害物除去の対象は、概ね次のとおりとする。

- (1) 住民の生命及び財産等の保護のため除去を必要とする場合
- (2) 河川はん濫, 護岸決壊等の防止, その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合
- (3) 緊急な応急措置の実施のため、除去を必要とする場合
- (4) その他公共的立場から除去を必要とする場合

3 障害物除去の方法

(1) 実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用い又は土木建築業者等の協力を得て 速やかに行う。

資料編16-5 防災に関する協定一覧(緊急時における災害応急工事等に関する協定, 災害時における施設復旧等応急業務に関する協定)

- (2)除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を 考慮し、事後に支障の起こらないように実施する。
- (3) 実施者は、除去すべき廃棄物等は、できる限りの分別排出とリサイクルに努める。

4 堆積土砂排除事業について(環境対策部・土木対策部)

国土交通省と環境省が連携し、宅地内やまちなかに堆積した廃棄物や土砂を一括して撤去できるスキームを活用し、市町村が行う土砂等の撤去を促進し、被災者の生活の早期再建を支援する。

(1) 排除対象物

ア 市が指定した場所に搬出集積された堆積土砂

イ 市が公益上重大な支障があると認めて搬出集積又は直接排除された堆積土砂

(2) 対象となる堆積土砂量

市街地において災害により発生した土砂等の流入,崩落等により堆積した土砂の総量が30,000 m^3 以上であるもの,又は2,000 m^3 以上の一団をなす堆積土砂,又は50m以内の間隔で連続する堆積土砂で,その量が2,000 m^3 以上であるもの。ここでいう「30,000 m^3 」「2,000 m^3 」は,本事業が対象とするいわゆる宅地内だけの堆積土砂量ではなく,他の補助制度等により処理されるものも含んだ市街地全体の堆積土砂量のことである。

5 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するが、概ね次の場所に集積又は保管する。

- (1)集積するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地、その他集積に 適当な場所
- (2) 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所

6 障害物除去に関する応援及び協力

- (1) 市は、障害物の除去について、県に対し応援又は協力の要請をすることができる。
- (2) ボランティア窓口との作業の連携(仮置き場までの輸送等)

7 救助法が適用された場合

救助法適用時における障害物除去の実施基準は次による。

(1) 除去の対象

災害によって、土砂、竹木等の障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運 び込まれ、それを除去すること以外に当面の日常生活が営み得ない状況にあるもの で、次に該当するものに対して行う。

- ア 自らの資力で障害物の除去ができないとき
- イ 住家は、半壊又は床上浸水したものであること。
- ウ 通常は当該災害により住家に直接被害を受けたもの

(2) 方法

障害物の除去は、現物給付をもって実施するものである。現物給付とは、除去するために必要なロープ、スコップ及び機械器具等の材料を現物で支給するという意味ではなく、住み得る状態にするということである。

(3)費用の限度

救助の程度, 方法, 期間は救助法による。

資料編16-1 災害救助法による救助の程度と期間

第3項 市民や地域が実施する対策

共助の精神に基づき、地域の障害物を撤去し、良好な通行に寄与する

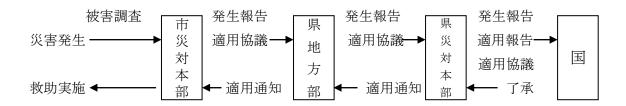
第10節 災害救助法の適用計画

第1項 計画の主旨

市長が自ら実施する災害応急措置のうち、一定規模以上の災害に際しての救助活動については、救助法の適用を受け、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。

第2項 市が実施する対策

各部の情報伝達活動



1 実施責任者

救助法の適用に基づく応急救助活動は、国の責任において知事が実施する。ただし、 災害の事態が切迫して救助法に基づく知事による救助活動の実施を待ついとまのない 場合は、市長は知事の補助執行機関として、また、知事の職権の一部を委任された場 合(救助法第13条)は委任された救助事項について、市長は実施責任者となって応 急救助活動を実施する。

2 救助法の適用基準

救助法による救助は、市域に原則として同一原因による災害があり、被害が救助法 に定める一定規模以上の被害が生じた場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態 にあるときに適用される。

(1) 適用基準(救助法施行令第1条)

- ア 住家の滅失した世帯の数が、100世帯数以上に達したとき。(施行令第1条第 1項第1号 市町村別適用基準に定められた数)
- イ 滅失世帯数が100世帯に達しないが、県の区域内の滅失世帯数が1,500 世帯以上で、市の区域内の滅失世帯数が50世帯数以上に達したとき。(施行令第 1条第1項第2号市町村別適用基準に定められた数)
- ウ 滅失世帯数がア又はイの基準に達しないが、県の区域内の滅失世帯数が 7,000世帯に達した場合で、市の区域内の滅失世帯数が多数であるとき。(施 行令第1条第1項第3号)
- エ 災害が隔絶した地域に発生し、被災者の救護が著しく困難であり、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき。

- オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。(施行 令第1条第1項第4号)
- (2) 被災世帯の算定基準
 - ア 住家の滅失等の認定

「災害の被害認定基準について(平成13年6月28日府政防第518号内閣 府政策統括官(防災担当)通知)」に基づく被害認定方法を用いる。

イ 住家の滅失等の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたり、全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって1世帯とするものであるが、住家が半壊又は半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

3 救助法の適用手続(総務管理部,産業物資対策部)

- (1) 市長は、市域における災害の程度が救助法の適用基準に達し、又は達する見込みであるときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。
- (2) 救助が緊急を要し、知事の救助を待ついとまがないと認められるとき、その他必要があると認めるときは、市長が直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

4 救助の種類と実施権限の委任

- (1) 救助法による救助の種類
 - ア 避難所及び応急仮設住宅の供与
 - イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - ウ 被服,寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - エ 医療及び助産
 - オ 被災者の救出
 - カ 被災した住宅の応急修理
 - キ 生業に必要な資金,器具又は資料の給与又は貸与
 - ク 学用品の給与
 - ケ埋葬
 - コ 遺体の捜索及び処理
 - サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石, 竹木等で, 日常生活に著しい 支障を及ぼしているものの除去
- (2)(1)のうちアの内、応急仮設住宅の供与及び工以外の救助の実施については、あらかじめ市長に委任されており、また、知事が災害発生の都度、市長に委任した救助については、市長が実施責任者となる。
- (3)(1)のキにいう生業資金の貸付等については、公的資金による長期かつ低利の貸付制度が整備・拡充されてきたことから、現在では運用されていない。これに代わ

第3章 災害応急対策計画

って「災害弔慰金の支給等に関する法律」による支給や貸付が実施されている。

5 救助の程度, 方法及び期間等

救助法による救助の程度,方法及び期間については次のとおり。

資料編16-1 災害救助法による救助の程度と期間

第11節 避難計画

第1項 計画の主旨

地震・津波災害時における人的被害を軽減するため、住民が迅速かつ安全に避難できるよう、必要に応じて避難のための措置をとる。また、避難者及び住居の場所を失った者を一時的に収容するための避難所等に関して定める。

第2項 市が実施する対策

1 自主避難の促進 (危機管理班,避難所対策部)

市は、避難を必要とする危険地区をあらかじめ定めるとともに、その地域の住民に対しては、避難所、避難経路、避難の方法等を事前に周知することにより、自主的な事前避難や、不測の事態時の緊急避難の実施を促進する。ただし、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がない等の避難に関する情報の正しい意味の理解を広める。

2 避難の指示等の実施(危機管理班,総務管理部)

地震災害時,同時多発の火災が拡大延焼し,危険が大きいと予測される場合,又はガス等の流出拡散により広域的に人命の危険が予測される場合,その他住民の生命及び身体を地震に伴う災害から保護するため必要と認められるときは,当該地域住民に対して避難のための立退きの指示を行う。また,避難指示の他,必要に応じて高齢者等避難を伝達し,適切な避難誘導を実施する。

なお、津波の発生及びおそれがある場合は、「鈴鹿市避難情報等の判断・伝達マニュ アル」を基にし、避難指示を発令する。

実施責任者	種 別	要	件	根	拠
市長	災害全般	地震等自然災害な	が発生し, 又は発生	基本法第6	0条
		するおそれがある場	場合において人の生		
		命又は身体を災害な			
		災害の拡大を防止す			
		あると認めるときに			
		この場合、市長に			
		知事に報告する。			
		高齢者等避難			
		高齢者,障がい者等	等の避難行動に時間		
		を要するものに対し	して, その避難行動		
		支援対策と対応して	つつ,早めの段階で		
		避難行動を開始する	ることを求める高齢		
		者等避難を必要に応	ぶじて伝達する。		

第3章 災害応急対策計画

		避難指示	
		指定避難所等への立退き避難を基本	
		とするが、少しでも命が助かる可能性	
		の高い避難行動として,「屋内安全確	
		保」も併せて促す。	
警 察 官	災害全般	市長が避難のための立退きを指示す	基本法第61条
		ることができないと認めるとき,又は	
		市長から要求があったときは、避難を	
		指示する。この場合、速やかにその旨	
		を市長に報告する。	
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼ	警察官職務執行法第
		し、又は財産に重大な損害を及ぼすお	4条
		それのある天災的危険な事態がある場	
		合に避難を命ずる。	
消防長	危険物,	危険物等の漏洩等の事故現場におい	消防法第23条の2
又は	ガス等の	て,火災警戒区域を設定して,その区	
消防署長	漏洩,流出	域から退去, 出入の禁止, 制限, 火の	
		使用を禁止する。	
消防吏員	火 災	火災現場において,消防警戒区域を	消防法第28条
消防団員		設定して,その区域からの撤去を命じ,	
		出入を禁止し若しくは制限する。	
知 事	洪 水	洪水により、著しい危険が切迫して	水防法第29条
知事の命を		いると認められるときは, 避難のため	
受けた職員		の立退きを指示する。	
水防管理者			
知 事	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫し	地すべり等防止法第
知事の命を		ていると認められるときは、避難のた	25条
受けた職員		めの立退きを指示する。	
自 衛 官	災害全般	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官	自衛隊法第94条
		は、災害の状況により特に急を要する	
		場合で、警察官が現場にいない場合に	
		避難を指示する。(警職法の準用)	

3 避難の指示内容及びその周知 (危機管理班, 総務管理部, 消防対策部)

(1) 避難指示等の内容

避難指示等は、次の内容を明示して行う。

- ○要避難対象地域
- ○避難先
- ○避難理由
- ○避難経路
- ○避難時の注意事項等

(2) 避難の周知徹底

避難指示者等は避難のため、立退きを指示したとき、「高齢者等避難」を発令したとき又はその指示等を承知したときは、その地域に居住する者及び関係する各機関に通知、連絡し、その周知徹底を図る。

ア 関係機関相互の通知及び連絡

避難指示者等は、避難のための立退きを指示し又は「高齢者等避難」を発令し、 あるいは指示等を承知したときは、関係機関に通知又は連絡する。

(ア) 県に対する報告

指示者等,避難理由,指示等の日時,避難先等を知事に報告する。

(イ) 関係機関への連絡

次の機関のうち必要なものに連絡する。

- a 県の関係機関及び警察署
- b 避難場所の管理者
- c 隣接市町

イ 住民等に対する周知

(ア) 事前処理

市長及び関係機関は、避難のための立退きの万全を図るため、避難場所及び避難経路等をあらかじめ住民に周知徹底させておく。

(イ) 指示等の周知徹底

市長は、避難の指示をしたとき、「高齢者等避難」を発令したとき又はその通知を受けたときは、関係機関と協力して以下の手段その他の実情に即した方法でその周知徹底を図る。

- a 広報車による巡回周知
- b 同報防災無線による周知
- c 市ホームページ, CATV, コミュニテイFM, Yahoo!防災速報, 緊急速報 メール (エリアメール) 等による周知
- d 三重県防災ヘリコプターによる周知

市長は、避難の周知につき必要と認められる場合は、県本部に対し、三重県 防災へリコプターの要請をすることができる。

e 放送等による周知

市長は、避難の周知につき必要と認められる場合は、県本部に対し、放送関係機関への放送を要請することができる。

市長が県本部を通して放送機関へ放送を依頼した場合、県本部から依頼を受

けた放送機関は,当該地域住民に徹底すべく放送時間,放送回数等を考慮して 放送する。

f 高齢者,障がい者,外国人等の災害時要援護者に対する避難情報の提供を図る。

(ウ) 避難指示等の信号

災害により危険区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる信号は、次による。

警鐘		乱		打	
余韻防止付き	1分		1分		1分
サイレン信号					
		5秒		5秒	

信号に当たっては、適当な時間継続するものとし、必要に応じて、警鐘信号 とサイレン信号を併用する。

(エ) 津波到達時間を考慮した情報伝達

津波警報等に基づく避難指示等の伝達等にあたっては,防災担当にあたる者の安全が確保されるよう,予想される津波到達時間を考慮して行動する。

4 避難方法 (総務管理部, 福祉医療対策部, 消防対策部)

(1)避難の順序

避難立退きの誘導に当たっては、高齢者、障がい者等の災害時要援護者を優先して行う。

また,災害時要援護者の情報把握については,災害時要援護者名簿を参考に民生 委員や地域住民,社会福祉施設等関係機関と連携した状況確認や避難誘導を行う。

(2) 移送の方法

ア 避難立退きに当たっての移送及び輸送は、原則、避難者が個々に行う。

イ ただし、避難者が自力により立退き不可能な場合においては、市において車両 等によって行うことができる。

ウ 必要に応じて誘導用ロープを使用して安全を図る。

(3) 広域災害による大規模移送

被災者が広域で大規模な立退き移送を要し、市において措置できないときは、市 は県地方部をとおして、県本部に避難者移送の要請をする。

なお,事態が急迫しているときは,市は,直接隣接市町村,警察署等に連絡して 実施する。

(4) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難立退きに当たっての携帯品を必要に応じ最小限に制限をし、 円滑な立退きについて適宜の指導をする。

5 避難所の開設及び運営(総務管理部、避難所対策部、福祉医療対策部、建築対策部)

震災のため、現に被害を受け、又は受けるおそれがある場合で、避難しなければならない住民を一時的に収容し、保護するため避難所を開設する。

開設にあたっては、必要に応じて避難所となる公共施設の緊急点検、巡視等を実施 し、当該建築物の被災状況の把握に努める。

また、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食糧等生活必需品の調達・確保 を行うため、職員の派遣を行う。

資料編16-5 防災に関する協定一覧(災害時における協力に関する協定(避難所等への臨時郵便差出箱の設置等),災害時におけるLPガス等の調達に関する協定,災害時における避難所用電器資機材等の設置支援に関する協定,災害時における避難生活の環境向上に必要な設備等の設置支援に関する協定(仮設入浴設備の提供等),災害時における畳の提供等に関する協定,災害時における応急生活物資の供給に関する協定)

(1) 収容者

住居が全壊(焼),流失,半壊(焼)等の被害を受け,あるいは受けるおそれがあるため避難した者で,一時的に避難所に収容する必要がある者に対して行う。

(2) 設置の方法

- ア 避難場所は学校、公民館、地区集会所等の既存建物を使用するのが適当と認められるが、これらの適当な施設がないときは、テント等を借り上げて野外に仮設する。また、高齢者、障がい者、妊産婦、外国人等の災害時要援護者に配慮して、多様性を考慮した避難場所の確保に努める。
- イ 地震災害の様相が深刻で、市内に避難場所を設置することができないときには、 知事及び関係市町と協議し、隣接市町に市民の収容を委託し、あるいは隣接市町 の建物又は土地を借り上げて避難所を設置する。
- ウ 避難所を設置したときは、その旨を公示し責任者を任命して、避難所に収容すべき者を誘導し保護しなければならない。

市民等が市の指示に基づかず親戚や縁者等の住家に集まって避難所と称しても避難所として指定することはできない。

- エ 地震による宅地地盤・擁壁等から生ずる二次災害を軽減・防止するため、必要 に応じて県と連携し、避難所の被災宅地危険度判定を実施する。
- (3) 設置報告及び収容状況報告

避難所を設置したときは,直ちに開設状況等について,知事に報告する。

- ア 避難所開設の日時及び場所
- イ 箇所数及び収容人員

(4) 運営管理

避難所の運営及び管理にあたっては、次の点に留意して、適切な管理を行う。

ア 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、住民が主体的か

- つ円滑に避難所の開設及び運営を行うため、地域住民、施設管理者、避難所派遣職員(救助施設班)等で避難所運営委員会を組織するよう努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町村に対し協力を求める。食料等の配布にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別等の避難者の多様なニーズに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士などを活用する。
- イ 避難所の運営は男女ともに参画するとともに、男女のニーズなどの多様な視点等、男女双方の視点等に配慮した避難者ニーズの把握に努める。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- ウ 避難所における生活環境に注意を払い,良好な生活の確保に努めるとともに, 避難者のプライバシーの確保にも配慮する。
- エ 避難所における感染症(新型コロナウイルス感染症等)対策として,密閉空間・密集場所・密接場面を減らすため,一人あたりの占有スペースの確保,ゾーン分け等の対策のほか,避難者の受付での体調確認や検温,体調不良者の隔離,保健師・看護師職員による見守り等を行うよう努める。
- オ 感染症対策用品収納箱(避難所派遣職員用,避難所を開設する避難者用)の設置や,感染症対策資機材等の確保を行う。
- 資料編16-5 防災に関する協定一覧(災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定,地域包括連携協定(段ボール製品等の提供),災害時における資機材のレンタルに関する協定)
 - カ 被災地,特に避難所においては,生活環境の激変に伴い,被災者が心身双方の 健康に不調を来す可能性が高いため,常に良好な衛生状態を保つよう努めるとと もに,健康状態を十分把握し,必要に応じて救護所を設ける。
 - キ 高齢者,障がい者等の災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を 行い,必要に応じて,福祉避難所となる福祉施設等への入所,三重県災害派遣福 祉チーム(DWAT)やホームヘルパーの派遣,車椅子等の手配等を福祉事業者, ボランティア団体等の協力を得て実施する。
 - ク 避難者の住宅については、速やかに被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危 険度判定を実施し、必要に応じて応急修理を施すなどして、自宅の安全性が確認 できた避難者の帰宅を促進する。
 - ケ 被災者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営 住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により移住を促し、避難所の開設 期間の短期化に努めることを基本とする。
 - コ 帰宅困難者については、交通情報等の迅速な提供により早期の帰宅を促す。
 - サーペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。
 - シ 屋内運動場(体育館)に多数の避難者を収容できない場合や,災害時要援護者 等への対応のため,校舎を二次開設することが必要となった場合は,施設管理者 及び避難所運営委員会等と協議の上,校舎を開放する。

資料編4-1 避難場所

(5) 開設の期間

ア 救助法が適用された場合,開設できる期間は災害発生の日から7日以内とする。 ただし,内閣総理大臣の承認により期間延長を行うことができる。

- イ 避難者の減少等により、避難所を閉鎖又は縮小する場合は、施設管理者及び避難所運営委員会等と協議を行い、避難所の閉鎖や避難スペースの縮小、又は他の 避難所への避難者を移送し、避難所の集約等を実施する。
- ウ 一時収容した避難者に対しては所要の応急保護をなしたあと、縁故先のある者 についてはできるだけ短期間に縁故先へ、その他の者についても他に分散するよ う指導し、できる限り短期間にとどめる。

(6)費用の限度

救助法が適用された場合、避難所の設置及び収容のため支出する費用は、救助の 程度、方法、期間については次のとおりである。

資料編16-1 災害救助法による救助の程度と期間

(7)船舶の利用

大規模な災害により避難所が不足する場合,市は、県本部に対し、一時的な避難 施設として船舶の調達を要請することができる。

(8) 災害時要援護者への対応

市は,避難所で生活する高齢者,障がい者等の災害時要援護者に対し,ボランティア等の協力を得て,各種救援活動を行う。

ア 地域包括支援センターや民生委員等が種々の相談を受け、必要な措置を関係機 関に要請する。

イ 保健師やケアマネージャーなどによる家族への支援活動を行う。

(9) 避難場所の指定

市が避難のための立退きを指示したときは避難所、避難地等避難場所を指定する。 ただし、市は当該避難場所が万一被災し、又は当該避難場所に至る避難経路が遮断 された場合には、新たな避難場所を指定し、又は輸送することに努める。

資料編4-1 避難場所

第3項 防災関係機関等が実施する対策

1 避難の指示等

(1) 市町長が指示できない場合の海上保安官の措置(海上保安庁)

震災が発生し、又は発生するおそれがある場合で、住民の避難の必要が認められる事態において、市長が避難指示を行うことができないと認められるとき又は市長から要求があったときは、海上保安官は、自ら避難を指示する。この場合は、海上保安官は、速やかにその旨を市長に報告する。(基本法第61条)

(2) 自衛官の指示(自衛隊)

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は,災害により危険な事態が生じた場合で, 警察官がその場にいないときは、その場の危険を避けさせるため、その場にいる者 を避難させることができる。(自衛隊法第94条)

2 避難指示等の市民への広報 (放送機関)

市長からの要請に基づき、県本部から依頼を受けた放送機関は、当該地域住民に避 難指示等を徹底すべく、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

第4項 市民や地域が実施する対策

1 避難所における地域住民及び避難者の協力

(1) 住民及び避難者の避難所運営への協力

避難所は、避難所運営マニュアルに沿って地域が主体となって運営・管理するものとし、避難者はその円滑な運営に積極的に協力する。

(2) 災害時要援護者への支援

避難所の運営にあたっては、災害時要援護者の生活が安全になされるよう配慮するものとし、健常な避難者はその運営に配慮、協力する。

(3) 早期退出への協力

市が避難指示等を解除後、自宅の安全が確認された避難者は、速やかに自宅避難 に切り替えるとともに、その他の避難者もできるだけ早く避難所外の住宅等に移住 できるよう努める。

2 津波からの自衛措置

(1) 住民の協力による避難行動の促進

津波浸水予測図により浸水の可能性が認められる沿岸部住民は、津波警報等が発表されるなど、津波の危険を認知した場合、又は津波警報等の発表前でも大規模な地震が発生し、停電等で情報が入手できない場合は、周辺の住民に"声かけ"をし、避難を促しながら、速やかに避難場所に避難する。

また、避難に際しては徒歩で避難することを原則とする。ただし、災害時要援護者の避難等、やむを得ないケースについて、津波避難計画等で地域の合意形成がなされている場合については、自家用車等での避難を行う。

(2) 災害時要援護者の避難支援

津波浸水予測図により浸水の可能性が認められる地域において,津波警報等が発表されるなどした場合,地域の津波避難計画に沿って,可能な範囲で災害時要援護者の避難支援に努める。災害時要援護者の個別の避難計画を策定している地域にあっては,計画に沿った支援に努める。